

**2024（令和6）年度 大阪大学大学院高等司法研究科
一般選抜／特別選抜（法曹コース開放型）法律科目試験（商法）出題の趣旨**

【第1問】は、利益相反取引に関する取締役の会社に対する責任が問題となる事例をもとに、会社法の規律の理解を見るものである。Cが乙社の全株式を保有していること、本件契約が、甲社にとって時間的な余裕のない中で締結されたものであること、契約時点の市場価格にてらせば取引価格は不公正とはいえないことなどが重要な事実となる。

Cの甲社に対する責任については、会社法423条1項が根拠条文となること、同条3項の任務懈怠の推定がはたらくか否か、同法428条1項の適用があるか否かを論じる必要がある。

【第2問】は、現物出資について検査役の調査が要求されている理由と現物出資財産が少額である場合には調査は不要とされていることの趣旨を問うものである。現物出資財産が少額であればたとえ過大評価がされていても影響は小さいといえることから迅速な募集株式の発行による便益を優先したことを答える必要がある。